

## 熊本県版育成経営体選定要領

### (趣旨)

第1条 本県の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体を育成し確保することが重要である。

このため、平成30年12月27日付け30林政経第408号（一部改正）林野庁長官通知に基づき、このような林業経営体への育成及び確保を図る経営体を熊本県版育成経営体（以下「育成経営体」という。）として選定するため、熊本県（以下「県」という。）における選定基準等を定めるものである。

また、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者及び第44条第2項の規定により集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する民間事業者の選定基準も併せて定めるものである。

### (定義)

第2条 育成経営体とは、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得することなどにより相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再生林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す経営体とする。

2 この要領における経営体とは、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者へ請け負わせることにより造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っているものであり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。なお、農林業センサスという林業経営体の定義とは異なる。

### (申請等の手続き)

第3条 申請等の事務手続きについては、申請者の事業所の所在地を所管する広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部長管内にあっては、上益城地域振興局長とする。以下「広域本部長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。また、県内に事業所が存しない申請者にあっては、主たる事業区域を所管する広域本部長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、既に育成経営体及び法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者において、法第44条第2項の規定による公表を希望するものは、現行の登録期間とあわせて申請を行うものとする。

### (選定の申請)

第4条 育成経営体に選定を希望する者は、別記様式第1号、別記様式第2号、及び別表2の関係書類を添えて、正本1部、副本1部を知事に申請するものとする。また、申請者は、提出した書類一式を、控えとして5年間保管するものとする。

2 広域本部長等は、前項により申請があった場合、書類の具備、内容の妥当性について審査し、不備がないと認めるときは農林水産部長に正本1部を進達するものとする。

(選定の基準)

第5条 育成経営体、法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者選定基準は別表1のとおりとする。

(意見の聴取)

第6条 知事は、前条により申請があった場合は、別記様式第4号により、前年度から申請時に至るまでの森林法等や適正な森林施業に関する指導状況について、関係市町村長の意見を聴くものとする。関係市町村長は別記様式第4号の2により知事に回答する。

(市町村長による選定推薦)

第7条 市町村長は、別記様式第5号により、育成経営体、法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者として、知事に選定すべき経営体を推薦することができるものとする。

(選定)

第8条 知事は、第4条による申請及び前条による推薦があった場合において、受理した当該申請及び推薦の内容が、別表1に掲げる基準を満たす場合、その翌月末までに育成経営体として選定する。また、育成経営体が、別表1欄外に記載された基準も満たす場合は、法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者とする。

(名簿の登録)

第9条 前条により選定された者は、熊本県版育成経営体名簿(別記様式第6号。以下「名簿」という。)に登録するものとする。

2 前項の名簿は「林業経営体に関する情報の登録・公表について(平成24年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知)」に基づく、林業経営体名簿と同一のものとする。

(選定・登録の通知)

第10条 知事は、第8条及び前条の規定による選定・登録の可否について、遅滞なくその旨を別記様式第7号により申請者又は推薦者に通知するとともに、別記様式第8号により関係市町村長及び九州森林管理局長に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第11条 第9条第1項による登録の有効期間は、公表の翌月から、5年以内に到来する申請者の事業年度の末日から3カ月後までとする。なお、年度を定めていない場合は暦年とする。

(名簿の公表)

第12条 知事は、県の公式ホームページにおいて名簿を公表するものとする。

2 公表内容は、毎月末日に更新するものとする。ただし、当該月に選定、変更がない場合はこの限りではない。

(登録内容の変更の届出)

第13条 名簿に登録された経営体は、別記様式第2号Iの1から7及び9に変更があったときは、遅滞なく別記様式第9号により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項により変更の届出があったときは、その受理をもって登録の変更に代えるものとし、変更した名簿の公表は、前条に準ずる。

(選定・登録の取消し)

第14条 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定・登録を取消すものとする。

- (1) 育成経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合。
- (2) 育成経営体からの申出があった場合。
- (3) 選定・登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合。
- (4) 登録の有効期間中に、林業死亡労働災害を発生させ、再発防止に向けた対策を行っていない場合。
- (5) 育成経営体の代表経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。）が森林法等の法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、有罪が確定した場合。
- (6) 森林施業に関し不正又は不誠実な行為をし、育成経営体として不相当であると認められる場合。
- (7) 第15条に規定する報告を怠り、これに応じない場合。
- (8) 実施状況報告により、別表1に掲げる選定基準を満たさないことが判明した場合。  
（ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めるときは、この限りではない。）

2 知事は、第1項の規定による登録の取り消しをしたときは、速やかに、その旨を別記様式第10号により育成経営体に通知するとともに、別記様式第11号により関係市町村長及び九州森林管理局長に通知するものとする。ただし、第1項第1号の個人の場合にあって、その死亡が確認された場合、及び法人の場合にあって、その所在が確認できない場合は、別記様式第10号の通知は省略するものとする。

3 知事は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、速やかに、県の公式ホームページにおいて、その旨を公表するものとする。

4 第1項第3号から第8号により登録の取消しとなった育成経営体が、取消し要因となった事項を改善し、その内容の実効性が确实と認められる場合は、再度、申請を受け付けることとし、その際の申請手続きは第4条を準用するものとする。

(実施状況報告)

第15条 育成経営体は、別記様式第12号、別記様式第13号、及び別表2の関係書類を添えて、登録の有効期間までの間、毎年、事業年度終了後2ヶ月を超えない日までに知事に実施状況を報告するものとする。

2 前項の報告により、育成経営体として選定された者が、別表1欄外に記載された基準を満たすことが判明した場合は、法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づ

き県が公表する民間事業者とする。また、別表1に掲げる選定基準を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消すものとする。

3 第1項の報告により、登録内容の変更があった場合は、別記様式第14号により、申請者に通知するとともに、別記様式第15号により関係市町村及び九州管理局長に通知するものとする。なお、変更した名簿の公表は、第12条に準ずる。

4 第2項により、登録の取消しとなった育成経営体が、取消し要因となった選定基準を満たすと認められる場合は、再度、申請を受け付けることとし、その際の申請手続きは第4条を準用するものとする。

(選定の更新)

第16条 名簿に登録された育成経営体は、更新を申請できるものとし、その手続きについては、第4条から第12条の規定を準用する。

2 前項の規定による更新は、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに申請書類が受理されなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(台帳の管理)

第17条 知事は、第5条で申請された書類を熊本県版育成経営体台帳（以下「台帳という。」）として、管理するものとする。

(法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者の閲覧について)

第18条 市町村は、法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者の中から、経営管理権の設定を行う経営体を選別するために必要な場合は、農林水産部森林局林業振興課及び当該申請を行った広域本部にて、台帳を閲覧することができる。

附 則

1 この要領は、平成31年3月29日から施行する。

2 「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領」（平成30年5月21日施行）により選定された林業経営体について、選定の効力は、平成31年度末まで延長することとする。ただし、本要領に基づき新たに選定された林業経営体については、その効力は失効するものとする。

3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

4 この要領は、令和5年12月1日から施行する。

5 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 第5条関係（選定基準）

育成経営体選定基準

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
1	①素材生産の生産量の増加又は生産性の向上	<p>A) 直営施業の場合                      ◇5年後の素材生産量（一部を他者への請負により生産する木材を含む。）が2割以上増加する、又は労働生産性が2割以上向上する計画であること。（ただし、生産性は直営分のみとする。）</p> <p>◇ただし、申請時に素材生産量が5,000m3以上に達している場合は、素材生産量が現状以上の増加となる計画で、かつ、労働生産性が5年後に2割以上向上する計画（直営分のみ）であること。</p> <p>◇なお、申請時に素材生産量が5,000m3以上に達しており、労働生産性が主伐7m3/人日又は間伐4m3/人日以上の場合は、素材生産量及び労働生産性が現状以上となる計画（直営分のみ）を立てること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合                      ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成するよう計画をたてること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合                      ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、5年後の素材生産量が現状以上を目指す計画であること。</p>	<p>A) 直営施業の場合                      ◇前回登録の素材生産量の目標生産量の増加分が、概ね（80%以上）達していること、又は目標生産性の向上分が、概ね（80%以上）達していること。かつ、5年後の素材生産量（一部を他者への請負により生産する木材を含む。）が2割以上増加する、又は労働生産性が2割以上向上する計画であること。（ただし、生産性は直営分のみとする。）</p> <p>◇また、更新時に素材生産量が5,000m3以上に達している場合は、素材生産量が現状以上の増加となる計画で、かつ、労働生産性が5年後に2割以上向上する計画（直営分のみ）であること。</p> <p>◇なお、更新時に素材生産量が5,000m3以上に達しており、労働生産性が主伐7m3/人日又は間伐4m3/人日以上の場合は、素材生産量及び労働生産性が現状以上となる計画を立てること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合                      ◇前回登録の素材生産量の目標生産量及び目標生産性の増加分が、概ね（80%以上）達していること。</p> <p>◇また、請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」に準じる。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合                      ◇前回登録の素材生産量の目標生産量に達していること。</p> <p>◇また、5年後の素材生産量が現状以上増加する計画であること。</p>	○	

※ うち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は上記同様とする。

※ 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいい、「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※ 更新時に上記の更新選定基準を満たしていない育成経営体は、やむを得ない理由がある場合のみ、別記様式第16号を添付して申請書類を提出することができ、知事その内容を適当と判断した場合のみ更新することができる。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
1	② 経営管理の対象となる森林の確保	<p>A) 直営施業の場合 ◇経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、5年間で約2割を増加させる目標を有していること。 ◇ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30haの水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成するよう計画をたてること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成するよう計画をたてること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇前回登録の経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積の増加分が、概ね（80%以上）達していること。かつ、5年間で約2割を増加させる目標を有していること。 ◇なお、更新時に経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上の場合は、経営管理の対象となる森林の面積が現状以上となる計画を立てること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇前回登録の経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積の増加分が、概ね（80%以上）達していること。 ◇また、請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」に準じる。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、前回登録の経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の目標面積に達していること。 ◇また、5年後の経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積が現状以上の計画であること。</p>	○	

※ 番号1については、①又は②のいずれかを満たしているものとする。

※ うち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は上記同様とする。

※ 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいい、「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※ 更新時に上記の更新選定基準を満たしていない育成経営体は、やむを得ない理由がある場合のみ、別記様式第16号を添付して申請書類を提出することができ、知事その内容を適当と判断した場合のみ更新することができる。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
2	生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等	<p>A) 直営施業の場合 ◇次の事項に該当すること。(必須)</p> <p>①年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っている(又は、今後1年以内に取り組み)こと。</p> <p>◇次のいずれかに該当する(又は、今後1年以内に該当する)こと。(複数可)</p> <p>②生産工程の見直しに取り組むこと。 ③作業システムの改善に取り組むこと。 ④製材工場等の需要者との協定締結等により、直接的な取引に取り組むこと。 ⑤木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷に取り組むこと。 ⑥森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等に取り組むこと。 ⑦その他、生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等の独自の取組を行うこと。 ⑧認定森林経営プランナーが在籍していること。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成している(又は、今後1年以内に取り組み)こと。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合は、年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っている(又は、今後1年以内に取り組み)こと。</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇次の事項に該当していること。(必須)</p> <p>①年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っていること。</p> <p>◇次のいずれかに該当していること。(複数可)</p> <p>②生産工程の見直しに取り組むこと。 ③作業システムの改善に取り組むこと。 ④製材工場等の需要者との協定締結等により、直接的な取引に取り組むこと。 ⑤木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷に取り組むこと。 ⑥森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等に取り組むこと。 ⑦その他、生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等の独自の取組を行うこと。 ⑧認定森林経営プランナーが在籍していること。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合は、年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っていること。</p>	○	

※のうち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
3	造林・保育の省力化・低コスト化	<p>A) 直営施業の場合 ◇主伐後の再造林対策のため、次のいずれかに取り組む（又は、今後1年以内に取り組む）こと。（複数可）</p> <p>①伐採・造林の一貫作業システムの導入を行うこと。 ②コンテナ苗の使用や苗の確保対策に取り組むこと。 ③低密度植栽や下刈り回数の軽減など省力化・低コスト化などに取り組むこと。 ④その他、造林・保育の省力化・低コスト化のために独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組む）こと。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は今後1年以内に取り組む）こと。</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇主伐後の再造林対策のため、次のいずれかに取り組んでいること。（複数可）</p> <p>①伐採・造林の一貫作業システムの導入を行うこと。 ②コンテナ苗の使用や苗の確保対策に取り組むこと。 ③低密度植栽や下刈り回数の軽減など省力化・低コスト化などに取り組むこと。 ④その他、造林・保育の省力化・低コスト化のために独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会等の場合、会員との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p>	○	○

※のうち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
4	主伐後の再造林の確保	<p>A) 直営施業の場合 ◇主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p> <p>◇主伐後に適切な更新を行うこと。 また、他社の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者など関係者への適切な更新の働きかけに取り組んでいる（又は、今後1年以内に取り組み）こと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいる（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有していること。</p> <p>◇主伐後に適切な更新を行っていること。 また、他社の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者など関係者への適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p>	○	

※ うち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
5	素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	<p>A) 直営施業の場合 ◇素材生産又は造林・保育に関していずれかに該当すること。 ①1年以上(連続でなくても可)の事業実績を有していること。 ②所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上(連続でなくても可)であること。 ◇直近1年以上の経常損益を示す書類があること。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇素材生産又は造林・保育に関していずれかに該当すること。 ①1年以上(連続でなくても可)の事業実績を有していること。 ②所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上(連続でなくても可)であること。 ◇直近1年以上の経常損益を示す書類があること。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p>	○	○

※のうち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は、以下の通りとする。

◇以下のいずれかに該当すること。

- ①素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。
- ②所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。
- ③林業技能士(1級又は2級)が在籍していること。

◇直近1事業年の財務状況が債務超過でないこと。

◇法人においては常勤の役員を設置していること。

ただし、常勤の役員を設置していない法人については、法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
6	伐採・造林に関する行動規範の策定	<p>A) 直営施業の場合 ◇伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定・取組等を行っている（又は、今後1年以内に取り組む）こと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組む）こと。</p> <p>※行動規範＝県、市町村や所属する業界団体や策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>※熊本県のガイドライン「熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（平成31年（2019年）2月27日付森整第788号）」参照</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定・取組等を行っていること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>※行動規範＝県、市町村や所属する業界団体や策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p>	○	○

※ うち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
7	雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>A) 直営施業の場合 ◇次の事項の全てに取り組んでいること。</p> <p><b>【雇用管理の改善】</b></p> <p>①現場作業職員の常用化等の雇用の安定化や月給制度の導入など、働きやすい環境づくり等の労働条件の改善を行うこと。</p> <p>②「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。</p> <p>③原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度(独自含む)加入などの福利厚生の実施に取り組むこと。</p> <p><b>【労働安全対策】</b></p> <p>①防護具を着用すること。</p> <p>②リスクアセスメントを定期的実施すること。</p> <p>③作業現場の安全巡回を定期的実施すること。</p> <p>④その他独自の取組を行うこと。</p> <p>⑤過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害(以下「死傷災害」という。)が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策で定められた場合は、上記基準をみたしているものとする。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A)直営施業の場合」を達成している(又は、今後1年以内に取り組む)こと。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、次の事項に全て取り組んでいる(又は、今後1年以内に取り組む)こと。</p> <p><b>【雇用管理の改善】</b></p> <p>①「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。</p> <p><b>【労働安全対策】</b></p> <p>①防護具を着用すること。</p> <p>②作業現場の安全巡回を定期的実施すること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 ◇次の事項の全てに取り組んでいること。</p> <p><b>【雇用管理の改善】</b></p> <p>①現場作業職員の常用化等の雇用の安定化や月給制度の導入など、働きやすい環境づくり等の労働条件の改善を行うこと。</p> <p>②「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。</p> <p>③原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度(独自含む)加入などの福利厚生の実施に取り組むこと。</p> <p><b>【労働安全対策】</b></p> <p>①防護具を着用すること。</p> <p>②リスクアセスメントを定期的実施すること。</p> <p>③作業現場の安全巡回を定期的実施すること。</p> <p>④その他独自の取組を行うこと。</p> <p>⑤過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害(以下「死傷災害」という。)が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策で定められた場合は、上記基準をみたしているものとする。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 ◇請負者との連携のもと、上記「A)直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合 ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、次の事項に全て取り組んでいること。</p> <p><b>【雇用管理の改善】</b></p> <p>①「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。</p> <p><b>【労働安全対策】</b></p> <p>①防護具を着用すること。</p> <p>②作業現場の安全巡回を定期的実施すること。</p>	○	○

※のうち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
8	コンプライアンスの確保	<p>A) 直営施業の場合  ◇以下のいずれにも該当していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林区域に関係する関係法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者</li> <li>日頃の業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者</li> <li>国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li> <li>経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること（令和8年度末までに該当することとなることが確実に見込まれる場合を含む。）</li> </ul> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合  ◇上記「A）直営施業の場合」と同様であること。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合  ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、「A）直営施業の場合」と同様であること。</p>	<p>A) 直営施業の場合  ◇以下のいずれにも該当していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林区域に関係する関係法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者</li> <li>日頃の業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者</li> <li>国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li> <li>経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること（令和8年度末までに該当することとなることが確実に見込まれる場合を含む。）</li> </ul> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合  ◇上記「A）直営施業の場合」と同様であること。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合  ◇市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、「A）直営施業の場合」と同様であること。</p>	○	○

※ うち、法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者の基準は上記に加え、個人情報取り扱いに関する要領などを整備していることも要件とする。

※ 「計画期間中に、法令違反により刑罰を科せられた育成経営体」または「計画期間中に、事業主及び業務上監督する義務のある者が、労働基準関係法定違反により刑罰を科せられた育成経営体」は更新不可とする。

別表2（第4条、第15条関係）

添付書類		備考
別紙1	法人の場合は登記事項証明（原本） 個人の場合は住民票（原本）	発行日以降6か月以内の原本
別紙2	雇用に関して交付している文書の写し	雇用形態に応じて1部ずつ提出
別紙3	社会・労働保険等の加入状況が確認できる書類	労災保険、雇用保険、社会保険、退職金共済、それぞれの加入が分かる書類
別紙4	事業実績を証する書類	契約書等の写し等 様式第2号のⅡの1に記載の3年間の事業実績に記載された事業区分ごとに、代表的なものを1つずつ
別紙5	連携事業体との協定書又は同意書の写し	該当がある場合のみ添付
別紙6	直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し	事業実績が3年に満たない場合は、存在する全ての貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し
別紙7	年間計画や月間計画、週間計画、作業日報等の写し	一部で可
別紙8	生産管理又は流通合理化等における取組内容がわかる書類	各項目で取組内容が分かる書類。
別紙9	造林・保育の省力化・低コスト化についての取組内容がわかる書類	各項目で取組内容が分かる書類。
別紙10	主伐後の再生林の確保についての取組内容がわかる書類	協定書や作業内容の資料等
別紙11	遵守する行動規範やガイドライン等の写し	熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン以外
別紙12	行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類	
別紙13	就業規則	制定している場合のみ
別紙14	雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組内容がわかる書類	各項目で取組内容が分かる書類。
別紙15	林業労働災害再発防止に向けた取組み（別記様式第17号）	申請時点から過去3年間において、労働災害（死亡・休業4日以上）を発生させた場合のみ添付
別紙16	誓約書	別記様式第3号
別紙17	県税の納税証明書	発行日以降3か月以内の「県税未納なし証明書」原本
別紙18	経営体森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示した書類	
別紙19	個人情報取り扱いに関する要領を整備している書類	法第36条第2項及び法第44条第2項に基づく民間事業者は必須

注 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定申請と同時期に申請を行う場合は、別紙1～3、6、13、17については、不要とする。